

情報提供

那医発第 201 号
令和 7 年 7 月 16 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく个人防护具の備蓄に関する協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（周知）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 441 号
令和 7 年 7 月 8 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 仲村 尚司
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく个人防护具の備蓄に関する 協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（周知）

今般、沖縄県保健医療介護部地域保健課から標記文書の発出がありましたのでご連絡申し上げます。

現在、県と「医療措置協定」を締結している医療機関においては、有事（新たな感染症等）が発生した場合に備えて个人防护具（医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）の備蓄を進めていただいているところがあります。

本件は、協定を締結していない医療機関におかれましても、有事（新たな感染症等）が発生した場合、个人防护具は必需品となることから、事前に必要数（当該医療機関における通常使用量の 2 か月分を推奨）の備蓄に努めていただきたい旨の周知依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく个人防护具の備蓄に関する協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（周知）

（令和 7 年 6 月 26 日 事務連絡）

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良、平木
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



事務連絡
令和7年6月26日

関係機関各位

沖縄県保健医療介護部地域保健課

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく个人防护具の備蓄に関する
協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（周知）

平素より、本県の保健医療行政に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和7年6月19日付け事務連絡にて、厚生労働省医政局 医薬産業振興・医療情報企画課より周知依頼があります。

つきましては、下記の内容について貴団体所属の各会員、構成員等に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染症対策物資等の輸入量の大幅減少や輸入途絶等により、国内の供給不足が起こったことを踏まえ、感染症対策物資等に関しては、政府行動計画及びガイドラインに基づき、国・都道府県のみならず、医療機関においても備蓄・配置を行うこととなっています。
- 2 政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて个人防护具の備蓄を進めていただいています。
- 3 協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために个人防护具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、各医療機関で必要となり得る量（当該医療機関における通常使用量の2か月分を推奨）の个人防护具の備蓄に努めていただくようお願いいたします。

沖縄県保健医療介護部地域保健課

感染症対策班 仲西

電話：098-866-2215 FAX：098-866-2241

E-mail：nakanimn@pref.okinawa.lg.jp

事務連絡
令和 7 年 6 月 19 日

各 〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具の備蓄に関する
協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（依頼）

平素より、厚生労働行政に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度に、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が全面改定されました。

政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて個人防護具（医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋をいう。以下同じ。）の備蓄を進めていただいています。

また、協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために個人防護具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、個人防護具の備蓄に努めていただくことは重要です。

そのため、政府行動計画の「物資」の章において、「国及び都道府県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。」と記載されています。

当該記載の趣旨を踏まえ、各都道府県におかれては、協定締結医療機関以外の医療機関に対しても、個人防護具の備蓄に努めていただくよう、下記の内容について貴管内医療機関への周知方お願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染症対策物資等の輸入量の大幅減少や輸入途絶等により、国内の供給不足が起こったことを踏まえ、感染症対策物資等に関しては、政府行動計画及びガイドラインに基づき、国・都道府県のみならず、医療機関においても備蓄・配置を行うこととなっています。
- 2 政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて个人防护具の備蓄を進めていただいています。
- 3 協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために个人防护具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、各医療機関で必要となり得る量（当該医療機関における通常使用量の2か月分を推奨）の个人防护具の備蓄に努めていただくようお願いします。